

多胎児家庭タクシー料金助成

3歳未満の多胎児（双子や三つ子など）を育てているご家庭を支援するため、乳幼児健診や予防接種、育児相談等の母子保健事業の利用や多胎児家庭の交流会等への参加の際に支払ったタクシー料金の一部を助成します。

助成内容

1. 対象

世田谷区民で3歳未満の多胎児を同一世帯で育てているご家庭

2. 助成の対象となるタクシーの利用期間

年齢区分ごとに24,000円を上限として、対象となるお子さんの誕生日から次の誕生日の前日まで。

| 年齢区分 | 助成対象期間 (タクシーの利用期間) | 資格認定の 申請期限 | 助成上限額 (1世帯あたり) |
|------|-----------------------|---------------|-------------------|
| 0歳児 | 出生日から1歳の誕生日前日までの利用 | 1歳の誕生日前日まで | 24,000円 |
| 1歳児 | 1歳の誕生日から2歳の誕生日前日までの利用 | 2歳の誕生日前日まで | 24,000円 |
| 2歳児 | 2歳の誕生日から3歳の誕生日前日までの利用 | 3歳の誕生日前日まで | 24,000円 |

※世田谷区外に住民登録がある期間に利用されたタクシー料金は対象外です。

3. 申請にあたっての条件

対象となるお子さんについて、**申請する年齢区分の間に**、区の保健師等と面談や相談をしていること。

| 年齢区分 | 面談や相談の例 |
|---------|-----------------------------|
| 0歳児 | 世田谷区で赤ちゃん訪問（乳児期家庭訪問）を受けた |
| | 総合支所健康づくり課で3～4か月児健康診査を受けた |
| 1歳児 | 総合支所健康づくり課で1歳6か月児歯科健康診査を受けた |
| 0・1・2歳児 | 総合支所健康づくり課で保健師等と個別相談や訪問を受けた |

- * 世田谷区以外（里帰り先や世田谷区に転入される前にお住まいだった自治体）で、赤ちゃん訪問や3～4か月児健康診査、保健師等の訪問等を実施された場合は条件に該当しません。
- * 医療機関で、3～4か月児健康診査や歯科健康診査を受けた場合は条件に該当しません。
- * 条件を満たしたあとに申請してください。

4. 助成の対象となるタクシーの利用目的

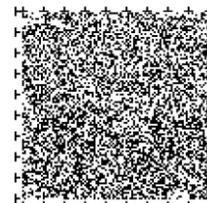
以下の各相談や母子保健事業等を利用したり、参加した際に支払ったタクシー料金が対象となります。

- 医療機関や総合支所での乳幼児健康診査
- 産後ケア事業
- おでかけひろば等での相談
- 総合支所健康づくり課等の窓口での相談
- 予防接種
- 多胎児家庭向けの交流会イベント等
- 総合支所で開催される離乳食講習会や歯磨き講習会といった母子保健事業等

<対象外>例 1 乳幼児健康診査や予防接種以外での通院、一時預かり施設の利用等

例 2 世田谷区外に住民登録がある期間に利用されたタクシー料金

音声コード



申込みから助成金受け取りの流れ

※タクシーの利用にあたって、領収書やレシートは必ず保管してください。

助成金を受け取るためには、①資格認定の申請手続き と ②助成金の請求手続き が必要です。

資格認定の申請手続きは、**各年齢区分ごと**に申請していただく必要がございます。

1. 主な流れ



多胎児を育てている
ご家庭

1. 資格認定の申請手続き

- 1 区の保健師等と面談や相談等
- 2 助成資格認定のための申請 (電子申請可)
- 3 資格認定結果の通知 (請求手続き案内郵送)



世田谷区

2. 請求手続き

四半期に1回、お支払予定

- 4 支給申請書及び領収書の提出 (郵送)
- 5 助成金額確定後、お支払い (口座振込)

2. 各申請期限

①資格認定の申請：申請にあたっての条件を満たしてから次の誕生日前日までに申請してください。

②請求手続き：原則タクシー利用日にあたる四半期ごと (下記参照) に提出してください。

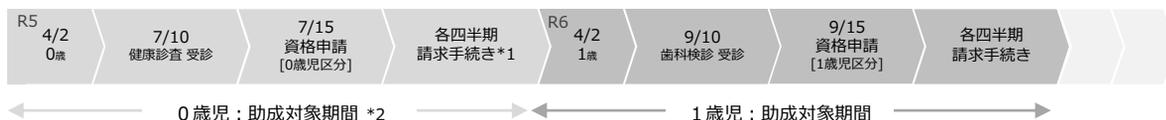
なお、まとめて請求いただくことも可能ですが、

最終締切日は次の誕生日前日を含む四半期までとなります。

3. 四半期ごとの締切日

①4-6月分：7月10日 ②7-9月分：10月10日 ③10-12月分：1月10日 ④1-3月分：4月10日

4. 例示：令和5年4月2日誕生日のお子さん



*1 上記例の場合、0歳児の請求手続き最終締切日は、令和6年7月10日 (第1四半期締切日) となります。

*2 助成対象期間内であれば、申請日以前に利用したタクシー料金も支給対象となります。

ただし、次の誕生日前日までに資格認定の申請及び次の誕生日前日を含む四半期までに請求手続きが確認できない場合、支給対象外となります。

申込み・問い合わせ先

1. 申し込み先

右記の二次元コード先から、電子申請または、申請書をダウンロードしていただき
下記宛先まで郵送で提出してください。

2. 問い合わせ

世田谷区子ども・若者部子ども家庭課 子ども・子育て支援担当
〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27
TEL：03-5432-2569 FAX：03-5432-3081

